

研究費の適正な使用に向けて

「科学の発展のためには研究の自由が何よりも大切です。研究活動に対してはさまざまな規則や規制もありますが、これらにより、あるいはこれらを誤解することにより、研究活動が委縮してしまうことはぜひとも避けなければなりません。科学者自身が自律的に行動することにより、外部からの過剰な干渉を受けることなく、自由な研究と科学の独立性を保つことが可能になるのです」(独立行政法人日本学術振興会、科学の健全な発展のために -誠実な科学者の心得-, 2015)

山梨県立大学の研究の質の維持、向上を図るためにも、自律的に研究倫理の確立に取り組んでいきましょう。

研究活動上の不正行為(山梨県立大学における研究活動上の不正防止等に関する規程より)

研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ等の各過程においてなされる下記に掲げる行為をいいます。ただし、故意によるものでないことが科学的かつ合理的根拠をもって明らかにされた場合及び適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たりません。

- **捏造** :存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- **改ざん** :研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- **盗用** :他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- **不適切なオーサiership** :
研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。
- **二重投稿** :
同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。
- **研究費の不適切な使用** :
実態と異なる謝金及び賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関の定めに違反して研究費を使用すること。

不正行為に関する相談・通報窓口

事務局総務課 野口

電話 055-224-5320 (直通)

FAX 055-228-6819

電子メール soumu@yamanashi-ken.ac.jp

